養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第75号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

第1条 養ほう振興法施行細則(昭和31年鳥取県規則第2	22号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の	欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県養蜂振興法施行細則</u>	養ほう振興法施行細則
(趣旨)	
第1条 この規則は、養蜂振興法(昭和30年法律第 180号。以下「法」という。)及び養蜂振興法施行 規則(昭和30年農林水産省令第45号。以下「省令」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものと する。	
(蜜蜂の飼育届)	(届出書の様式)
第2条 法第3条第1項 <u>又は第3項</u> の規定による届出は、蜜蜂の飼育の場所を管轄する家畜保健衛生所長に様式第1号による届出書を提出して行わなければならない。	条第1項の規定による届出は、別記様式第1号によ
(転飼養蜂の許可申請書)	(転飼許可申請書)
第3条 省令第2条に規定する申請書は、様式第2号 によるものとする。	第2条 養ほう振興法施行規則(昭和30年農林水産省 令第45号。以下「省令」という。) 第2条に規定する申請書は、別記様式第2号によるものとし、別記 様式第3号によるほう場貸与同意書及びその附近の 見取図を添え、毎年1月31日までに家畜保健衛生所 長を経て知事に提出しなければならない。
2 前項の申請書は、転飼しようとする場所を管轄する家畜保健衛生所長を経由して提出しなければならない。	

# (蜂蜜の表示)

様式第3号によるものとする。

### (はちみつの表示の様式)

第4条 省令第5条に規定する証紙又はレーベルは、第3条 省令第5条に規定する証紙又はレーベルは、 別記様式第4号によるものとし、その大きさは、は ちみつの容器の形状、大きさ等に相応したものにし なければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第5条 <u>法第9条第2項に規定する身分を示す証明書</u> <u>は、様式第4号によるものとする。</u>

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の 施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第2条 養ほう振興法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂飼育届 • 飼育変更届

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所 電話番号 氏名又は名称及び代表者の氏名

(印)

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり蜜蜂飼育届(蜜蜂飼育変更届) を提出します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数		

#### 2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼 育 予 定 最大計画蜂群数	飼育	期間
		1月1日から	月 日まで
		月 日から	月 日まで
		月 日から	月 日まで
		月 日から	12月31日まで

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
  - 2 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。
  - 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
  - 4 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。
  - 5 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整及び防疫その他の養蜂の振興に必要な限り において利用する。

様式第2号(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

鳥取県知事 様

住 所 電話番号 氏名又は名称及び代表者の氏名

印

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

転飼しよう	左の土地の所有者	最大計画	転飼期間		飼育管理者の住所及び氏名
とする場所	の住所及び氏名	蜂群数			
			月	目から	
			月	日まで	
			月	日から	
			月	日まで	
			月	日から	
			月	日まで	

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
  - 2 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。
  - 3 転飼しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。
  - 4 本申請書に記載された内容については、蜂群の配置調整及び防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。
  - 5 転飼しようとする場所の土地の所有者又は使用権者の次の様式による同意書及び付近の見取図を 添付すること。

# 蜂場貸与同意書

貸与予定の蜂場の所在地名及び番地	地 目	貸与予定期間	摘 要

養蜂振興法により転飼許可を得た場合には上記のとおり私所有(使用中)の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地の所有者又は使用権者

住 所

氏 名

#### (1) 添加物のない場合

内	容	重	量		グラム
添	力	П	物	なし	
(2)	添力	加物の	ある	場合	
内	容	重	量		グラム
添け	加物	の種	i 類		

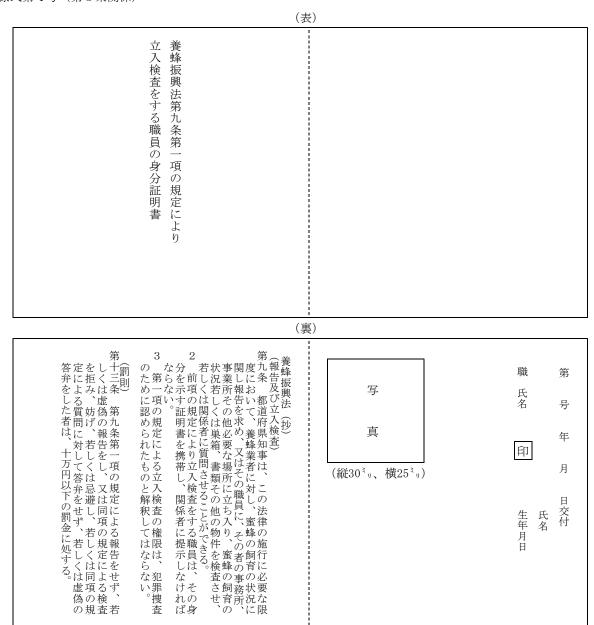
パーセント

備考 蜂蜜の容器の形状、大きさ等に相応した大きさにすること。

### 様式第4号(第5条関係)

添加物の割

合



備考 用紙の大きさは、縦90ミリ、横120ミリとし、中央点線で2つ折りにすること。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。